

市内米軍施設に係る主な経過について

1 平成29年2月10日以降の主な経過

平成29年

2月10日

基地対策特別委員会

議題 1 市内米軍施設の現況等について

※同日、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック及び鶴見貯油施設の視察を実施

3月23日

基地対策特別委員会

議題 1 政府に対する要望活動について

3月27日

旧上瀬谷通信施設の「今後の土地利用検討の進め方」を上瀬谷及び上川井

及び29日

農業専用地区協議会へ説明

4月4日

横浜市会（基地対策特別委員会）による政府要望

「横浜市内米軍施設に関する要望書」

I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進

(1) 平成16年10月に返還方針が合意されている施設・区域の返還

(2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

2 米軍施設周辺的生活環境の維持向上

(1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応

(2) 災害等に対する協力と情報提供の徹底

(3) 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底

3 民間土地所有者への配慮

4 跡地の適正管理と実態把握

5 返還国有財産の優遇処分

6 跡地利用に対する支援

7 適時・適切な情報提供

II 米軍による環境問題等に関する要望

1 米軍に対する環境関係法令の適用

2 米軍人等に対する教育等の徹底

○対応者

外務省：小田原 潔 外務大臣政務官

防衛省：若宮 健嗣 防衛副大臣

旧上瀬谷通信施設の状況について（平成 27 年 6 月 30 日返還）

○面積：242ha（うち国有 45.2%、市有 9.4%、民有 45.4%）

1 跡地利用検討の取組状況

跡地利用を具体化し、本市郊外部の再生に資する新たな活性化拠点を目指すため、昨年 4 月に地権者の皆様に「跡地利用ゾーン（案）」を提示し、個別面談や勉強会等を行ってきました。その後、本年 3 月末に地権者の皆様に対して、「今後の土地利用検討の進め方」について説明^{*}をしました。

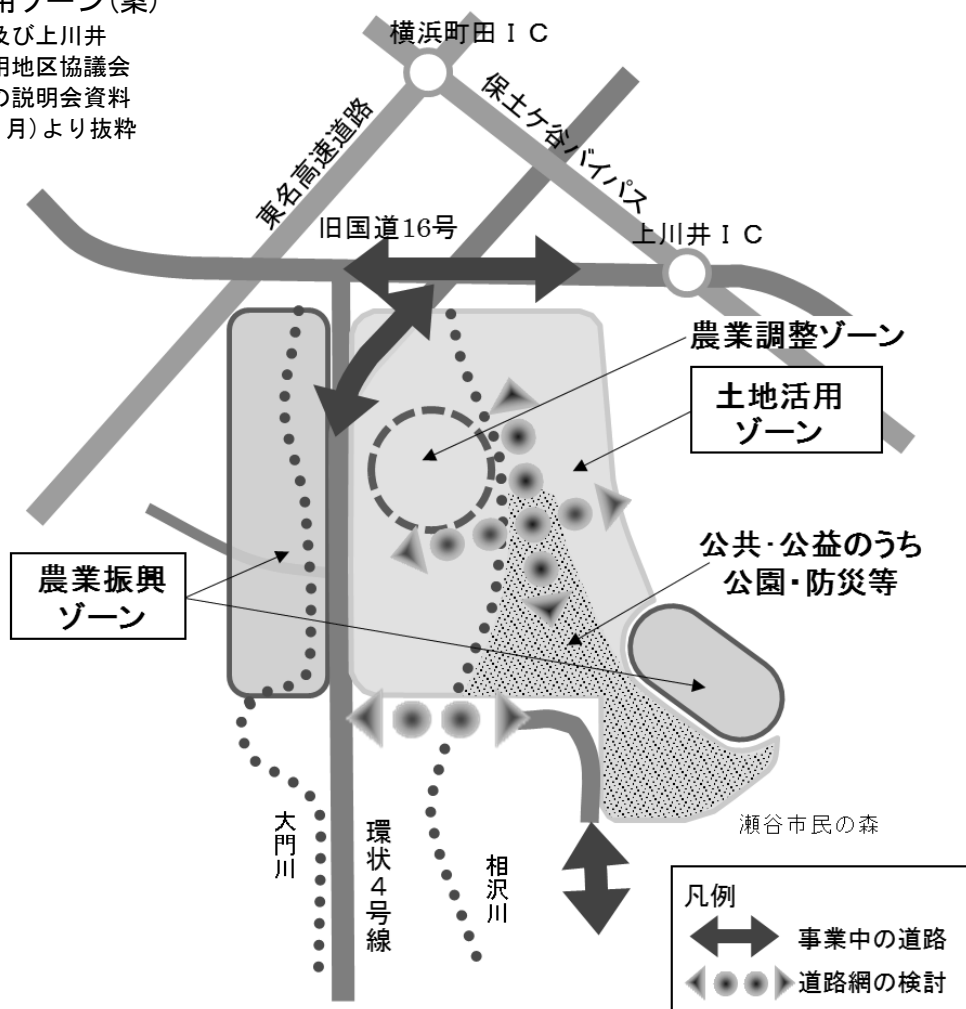
※資料 2 - 2 「旧上瀬谷通信施設の跡地利用検討に関する説明会の 開催概要」

引き続き、地権者の皆様と話し合いを行いながら、農業振興策、土地活用ゾーンに導入する機能・施設、土地の整序について検討を進めます。

〈参考〉

跡地利用ゾーン(案)

上瀬谷及び上川井
農業専用地区協議会
会員への説明会資料
(29 年 3 月)より抜粋



2 国有地の暫定利用

平成29年度は次の用途について、引き続き国から国有地の立入り承認を受け使用していきます。

(1) 野球場

米軍球場と上川井球場については、本市と利用者として組織する「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を開催し、利用者と調整を図りながら運用を行っています。上瀬谷球場については、従来からの公共的な利用を継続しています。

【参考】野球場の利用団体

- ・米軍球場 瀬谷区小学生野球連盟、瀬谷区ソフトボール協会、旭区ソフトボール協会、および2野球チーム
- ・上川井球場 旭区少年野球連盟、1野球団体、および2野球チーム
- ・上瀬谷球場 瀬谷区野球協会

(2) ウド室

既存の国有地のウド室については、返還後の27年7月からの2年間はウドの軟化栽培を継続することが認められており、今春で栽培は終了となります。

暫定利用終了後もウド軟化栽培を継続するため、国有地のウド室での栽培と並行して、生産者の所有する農地2か所において、ビニールハウスの中で試験栽培を行っています。

29年度は、試験栽培の結果をふまえて、ウド生産者が新たなウド栽培施設へ移行できるよう、施設設置の補助を行うなど、引き続き支援していきます。

(3) イベント等の一時利用

海軍広場については、瀬谷区の主催で、全国都市緑化よこはまフェアと連携した花畑づくりや、海軍道路沿いの桜の見頃に合わせた開放を5月26日まで行っています。

3 防衛省が実施する土壌汚染調査

民有地を中心に実施した土壌汚染調査（概況調査）について、平成28年度未実施である国有地においても土壌ガスや表層土壌を採取・分析し、有害物質による汚染の有無を確認し、汚染区画を絞り込みます。なお、詳細調査については概況調査の結果に応じて行います。

4 国際園芸博覧会の招致検討について

平成29年度は、有識者からなる附属機関を設置し、市としての構想（案）を検討します。地権者をはじめ市民の皆様など関係者の意見を聞きながら、策定していきます。

旧上瀬谷通信施設の跡地利用検討に関する説明会の開催概要

1 説明会（資料別紙）

	上瀬谷農業専用地区協議会	上川井農業専用地区協議会
日 時	平成 29 年 3 月 27 日（月） 15 時 00 分～16 時 45 分	平成 29 年 3 月 29 日（水） 15 時 30 分～17 時 30 分
場 所	J A 横浜瀬谷支店	上川井町内会館
出席者	33 名	30 名

2 主な質問・意見

- (1) 第 2 回意向調査の結果について
 - ・農業振興ゾーンの面積と農業継続意向の面積との関係について市の考えを求める意見
- (2) 土地利用の考え方について
 - ・農業調整ゾーンや環状 4 号線の沿道西側での土地活用を求める意見
 - ・国有地の活用の方向性について市の考えを求める意見
 - ・市営公園型墓園の整備の必要性の質問
- (3) 今後の進め方について
 - ・今後の農業振興や土地活用に向けて市の窓口設置や地権者による組織化の必要性を主張する意見
 - ・勉強会の参加者増の工夫を求める意見
- (4) 国際園芸博覧会について
 - ・国際園芸博覧会開催と民有地の関係についての質問
 - ・国際園芸博覧会開催時の交通計画についての質問
- (5) 農道（市有地）の暫定補修・管理について
 - ・地域住民が利用する農道の補修内容や通行への配慮についての意見
 - ・地権者以外の農業関係者の立入りについての質問
 - ・農道管理の市と農専協の役割分担についての質問
 - ・上瀬谷小学校周辺の道路等の交通安全対策についての意見

旧深谷通信所の状況について（平成26年6月30日返還）

○面積：77ha（国有100%）

1 跡地利用検討の取組状況

平成28年6月に取りまとめた「深谷通信所跡地利用基本計画(案)（中間報告）」をもとに、泉区及び戸塚区深谷通信所返還対策協議会との協議や庁内プロジェクトでの検討を進めています。これまで、防災機能などについて検討を進めてきましたが、今後は、公共施設配置などについてさらに協議や検討を進め、「跡地利用基本計画(案)」を作成した上で、広く市民の皆様から意見を伺い、早期の「跡地利用基本計画」策定を目指します。




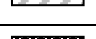
2 国有地の暫定利用

市民生活上必要な通路や、周辺の皆様が利用している広場のほか、野球等で暫定利用しています。

平成28年度は、安全性と利便性の更なる向上のため、一部通路で舗装や防犯灯等の整備を行うとともに、管理区分を明確にするために管理柵を設置しました。29年度も引き続き、通路舗装や防犯灯等の整備を行う予定です。

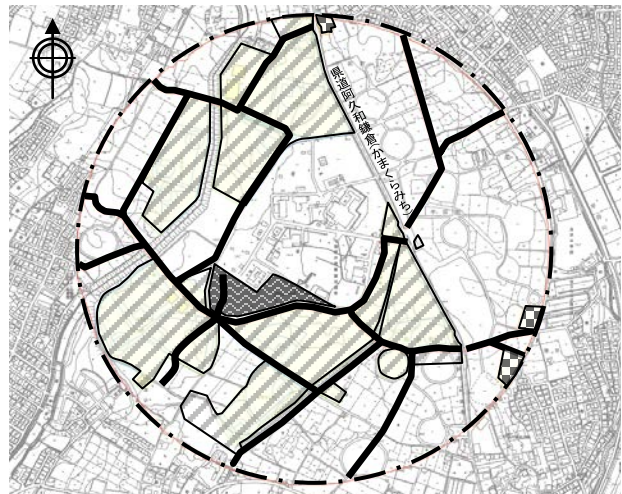
また、29年度より国の所管が防衛省から財務省に移管されました。引き続き、除草や警備等の適切な管理を要望するとともに、国有地の処分について協議を進めていきます。

凡 例

通路	
広 場	
野球、ゲートボール 及び グラウンドゴルフ	
中央広場	

【野球場の利用団体】

泉区少年野球連盟
戸塚区少年野球連盟
16野球チーム



《暫定利用箇所図》

3 防衛省が実施する土壌汚染調査（詳細調査）

平成27年度の土壌汚染調査（概況調査）の結果、立ち入り制限措置をしていた野球場内の2区画（土壌ガス調査においてベンゼンが検出された区画）については、安全であることが確認できた旨の国からの報告を受け、3月11日から利用を再開しました。

全体の詳細調査結果については、速やかな報告、公表を防衛省に引き続き求めていきます。

今後の土地利用検討の進め方

- 旧上瀬谷通信施設（242ha）は約 45%が民有地となっており、これまで民有地の地権者の皆様と今後の農業振興と土地活用について話し合いを行ってきました。
- 引き続き民有地の地権者の皆様と、農業振興の検討や、土地活用は「活力創造」「公共・公益」という要素で分けて、具体的な機能・施設の検討を進め、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成について考えていきます。

跡地利用指針(H18)による方向性
 ・持続的で魅力ある都市農業の振興
 ・「緑」を享受する首都圏郊外の自然レクリエーション空間
 ・広域の防災活動拠点・広域機能の立地
 ・交通利便性の向上に資する基盤整備

新たな視点による方向性
 ・本市を含む広域的な課題解決や多様な市民ニーズに対応できる市街地を形成

要素	意味
農業振興	活力ある都市農業の展開
土地活用	活力創造 産業振興、賑いや交流を促進 (主に民有地で、民間が参入する施設を想定)
公共・公益	本市を含む広域的課題や地域の課題を解決 (主に国有地で、公共・公益的性質のある施設を想定)

農業振興と土地活用の要素、具体化を検討する機能・施設（決定したものではありません）

■ 農業振興

☛ 整備を検討する農業基盤施設

- ・農道 かんがい排水施設 施設園芸 市民農園 観光農園 等

☛ 検討する農業振興の方向性・方策

- ・農業所得向上、生産効率化、先進技術導入、法人化、企業参入 等

☛ 土地活用ゾーンとの多様な連携



■ 土地活用

☛ 「活力創造」のため

整備の必要性や可能性を含めて検討する機能・施設（民有地を中心に）

- ・公園 物流 教育 研究開発 業務 商業 住宅 文化芸術
生産・加工・販売などが一体となった人が集い農と交流する場 等



☛ 「公共・公益」のため

整備する方向で検討する機能・施設（国有地を中心に）

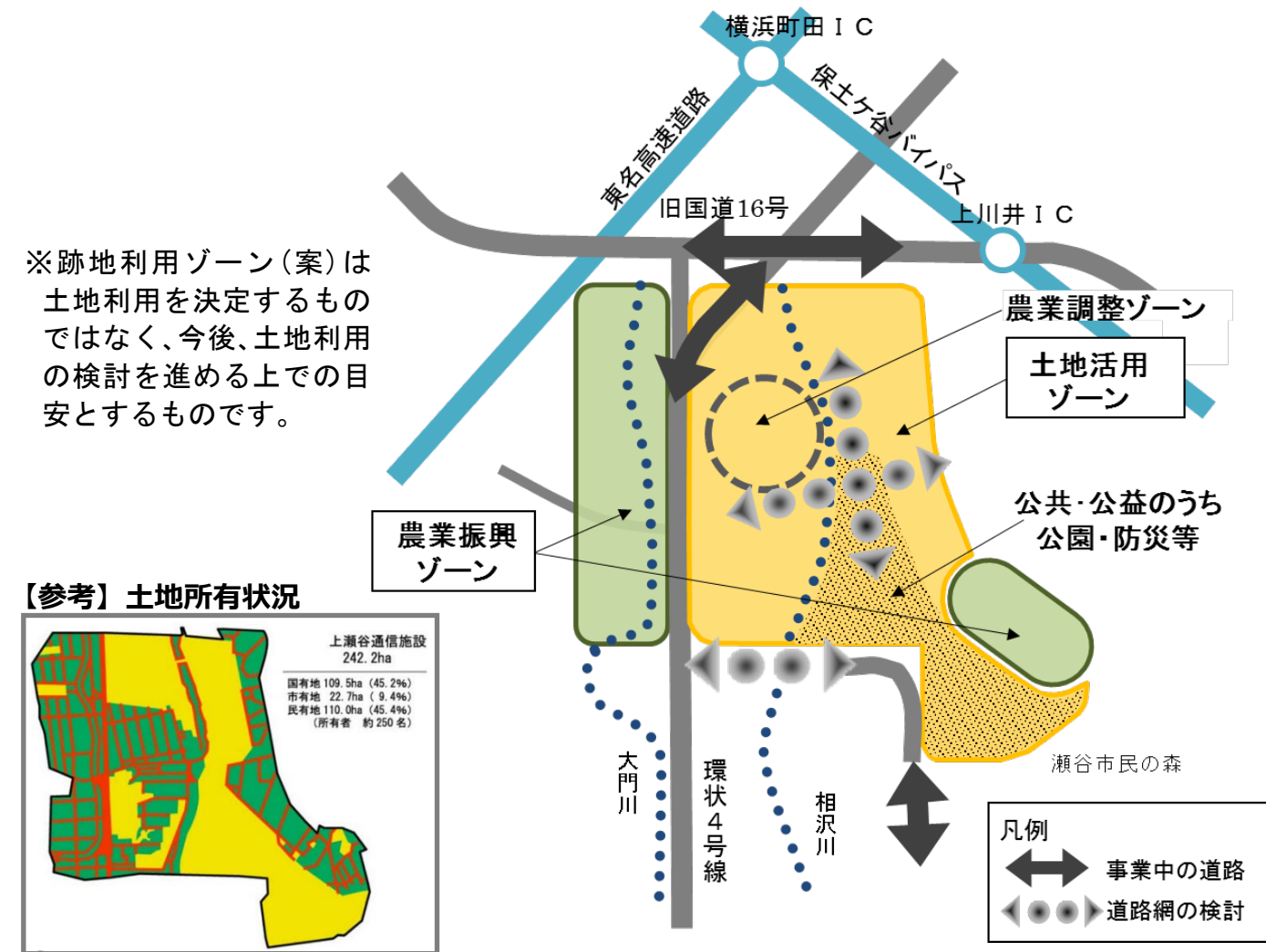
- ・公園（多様なレクリエーションの場） 医療・福祉
防災（広域応援活動拠点） 公園型墓園 等



☛ 上記に関連する交通基盤

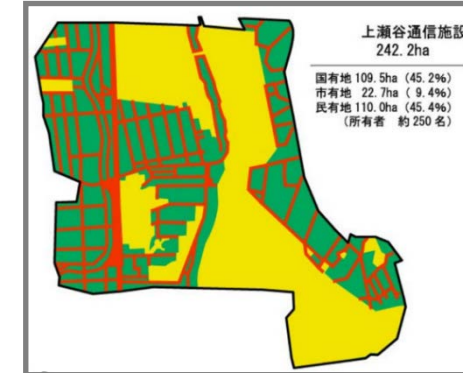
- 29 年度は、跡地利用ゾーン(案)を目安としながら、土地利用のイメージ案（たたき台）を、本市から地権者の皆様に複数提示しながら検討を進めていきます。
- 下図は一例として、公共・公益的性質のある防災・公園等の施設を、瀬谷市民の森等の緑から連なる国有地に整備する案を示しています。
- 旧上瀬谷通信施設の利用促進策として招致を検討している国際園芸博覧会は、国有地を中心に開催することを想定して検討を進めます。

【跡地利用ゾーン(案)】 土地活用ゾーンのうち公園・防災等のおおよその位置を表示した例



※跡地利用ゾーン(案)は土地利用を決定するものではなく、今後、土地利用の検討を進める上での目安とするものです。

【参考】 土地所有状況



○土地利用検討の予定

- ・ 29 年度は、民有地の地権者の皆様と市で検討を進め、地権者の皆様によるまちづくり検討組織(仮称)の設置を目指します。更に土地利用の具体的な検討を進めます。
- ・ 30 年度以降に、市民や有識者等の意見を聞きながら、跡地全体の土地利用基本計画を策定していきます。

○国が開催する国際園芸博覧会の招致検討

- ・ 29 年度は、有識者からなる附属機関を設置し、市としての構想(案)を検討します。地権者をはじめ市民の皆様など関係者の意見を聞きながら、策定していきます。